

1. 今春からの保険料変更

この4月にかかる期間で、社会保険料率にいくつかの改正がありました。確認をしておきたいと思います。

<雇用保険料率の変更>

雇用保険料率に関する改正が3月31日に決定され、29年度(29年4月1日から30年3月31日)の保険料率が変わりました。労働者負担・事業主負担とも1/1,000ずつの引き下げとなり、各事業の料率は表のとおりとなります。

| ＜平成29年度雇用保険料率＞ | | |
|----------------|---------|---------|
| 事業の種類 | 労働者負担 | 事業主負担 |
| 一般の事業 | 3/1,000 | 6/1,000 |
| 農林水産・清酒製造 | 4/1,000 | 7/1,000 |
| 建設の事業 | 4/1,000 | 8/1,000 |

<協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率の変更>

こちらは4月の納付対象である3月分から(原則として健康保険・厚生年金に関わる保険料は「前月分を控除・納付」という決まりになっています)ですが、協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率も変更となっております。健康保険料率は、現在、都道府県ごとの設定となっており、例えば関東地方をみると、東京都 9.96%→9.91%、神奈川県 9.97%→9.93%、千葉県 9.93%→9.89%、埼玉県 9.91%→9.87%、群馬県 9.94%→9.93%、茨城県 9.92%→9.89%となっております。一律に「引き下げ」ではなく、例えば北海道、大阪府、福岡県などは引き上げられておりますので、詳細はご確認下さい(協会けんぽ都道府県ごとの保険料率: <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h29/290210> など)。

介護保険料率は全国一律で、1.58%→1.65%となりました。

<子ども・子育て拠出金率の変更>

こちらは各労働者(各個人)の給与計算等には関わらず、事業主負担のみのものですが、児童手当等の費用の一部となる子ども・子育て拠出金の率も4月分(5月納付分)より0.2%→0.23%と変更になります。



2. 長時間労働の是正に向けて

もはや公共事業とでもいえそうなくらいの「働き方改革」、話題になることも多くなりました。その核心の1つは「労働時間」ということになるのですが、その管理については誰もが頭を痛めているところなのではないでしょうか。この点、「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」で検討されてきたことがとても参考となるのでご紹介します。

○全社的に長時間労働の是正を図るためには、経営者自らが率先して改革を推し進める必要がある。

○時間外労働が生じる要因としては、業務量の過多や業務の繁閑が多く挙げられるが、マネジメント能力の低さ、“誰も読まない議事録の作成”や“過度に凝った資料の作成”などに代表される過剰品質を求めるマネジメント、職場の意識改革不足も指摘されている。長時間労働を是とするような企業の業務プロセスや、人材育成・評価の在り方を含めた人事制度を変える必要がある。

○無駄な作業を削減し、効率的に仕事を行うためには、現場で指示・監督をするマネージャーの力量に因るところが大きい。よって、各企業における現場マネージャーの育成と組織的なサポートが必要である。

○より短時間で効率的に働いた人が評価されるよう、時間当たり労働生産性を人事評価の指標として盛り込むなど、企業の人事制度改革を促すべきである。

労働時間管理の方法については、各企業ごとに合った方法があるので一概に言えるものではないのですが、概要としては上のようになると思います。この検討会での内容については下記をご確認ください。→ <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/0000150176.pdf>

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

春休みに和歌山県のアドベンチャーワールドに大好きなパンダに会ってきました。ここには現在、昨年9月に生まれたパンダを含め、8頭のパンダが暮らしています。今回は特別ツアーで、パンダヘエサをあげる体験もし、更にパンダに魅了されました。(秋山)